

評議員会決議事項

内 容		議決数	
		過半数	議決に加わることのできる評議員の三分の二
法人運営に関する事項	定款の変更		○
	法人の解散		○
	吸収合併契約の承認		○
	新設合併の承認		○
役員（基準含む）の解任・選任等（報酬）に関する事項	役員、監査人の選任	○	
	役員（監事に限るの解任）		○
	役員（監事以外の解任）	○	
	役員、評議員の報酬等の基準の承認	○	
	理事の報酬	○	
	監事の報酬	○	
財務に関する事項	事業計画書及び収支予算書等の承認	○	
	事業報告、決算書類、財産目録の承認	○	
	基本財産の処分	○	
	残余財産の処分	○	
その他	社会福祉充実計画の承認	○	
	役員等の責任の免除（すべての免除）	総評議員の同意による	
	役員等の責任の免除（一部の免除）		○
	その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項	○	